

# 石川県公報

平成26年9月26日

第12735号(金曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

## 目次

告 示		目 次	
○退職した石川県監査委員の住所及び氏名(財政課)	1	○予防接種を行う医師に係る公告(健康推進課)	5
○個人演説会等の施設の設備の程度及び候補者等が納付すべき費用の額(男女共同参画課)	1	○予防接種を行う医師の承諾撤回公告(同)	5
○保安林の指定の予定(森林管理課)	2	○大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告(経営支援課)	5
○保安林の指定施業要件の変更予定(同)	2	○肥料登録公告(農業安全課)	6
○保安林の指定施業要件の変更予定(同)	3	○屋外広告物講習会開催公告(都市計画課)	6
公 告		<b>選挙管理委員会</b>	
○入札公告(行政経営課)	4	○個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる公営施設の異動の報告	7

## 告 示

### 石川県告示第438号

平成26年9月19日付けで退職した石川県監査委員の住所及び氏名は、次のとおりである。

平成26年9月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

白山市佐良チ2番地 山田 憲昭

### 石川県告示第439号

公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第119条第2項及び第121条の規定により、個人演説会等の施設の設備の程度及び候補者等が納付すべき費用の額を次のとおり定める。

平成26年9月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

施設の種類		施設の名称及び使用に供する設備	(名称) 石川県女性センター (設備) 大会議室
演説会場面積			一五八平方メートル
施設の範囲程度	照明の種類程度		常設電灯による点灯
	演壇		一個
	机		三六脚
	椅子		一〇〇脚
	マイクロホン		二本
	ワイヤレスマイクロホン		一本
	スタンド		一本
卓上スタンド		一本	
その他	下駄棚、便所、雨具掛等		平常のまま開放する。

納付すべき費用の額	区 分	午 前	午 後	夜 間
		午前九時から 正午まで	午後一時から 午後四時まで	午後五時から 午後九時まで
	大 会 議 室	一、二〇〇円	一、二〇〇円	三、一三〇円
加算額	冷暖房期間中は、大会議室各区分の使用料に百分の三十を乗じた額(算出した使用料の額に十円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。)			候補者負担

**石川県告示第440号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。  
平成26年9月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 保安林予定森林の所在場所  
輪島市門前町道下参壱48の乙、壱壱参46
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び輪島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**石川県告示第441号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成26年9月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
輪島市門前町鶴山式式1、式参1の1、1の4から1の6まで、2の1、2の3、式四1
- 2 保安林として指定された目的  
水源の<sup>かん</sup>涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
輪島市門前町鷺山貳参1の3、貳五1
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び輪島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 石川県告示第442号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成26年9月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
鳳珠郡能登町上町ニ8の2
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び能登町役場に備え置いて縦覧に供する。)

---

**公 告**

---

## 入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

平成26年9月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

## 1 調達内容

- (1) 調達件名及び数量  
ウイルス対策ソフトのライセンス使用料 一式
- (2) 調達件名の特質等  
入札説明書による。
- (3) 納入期限  
平成26年11月28日
- (4) 納入場所  
別途指定する場所

## 2 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成9年石川県告示第581号）に基づき、平成26年度において競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。
- (3) 指名停止の措置を受けている者でないこと。

## 4 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所及び問合せ先  
〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地  
石川県総務部行政経営課情報システム室ネットワーク管理担当  
電話番号 076-225-1322 FAX番号 076-225-1328
- (2) 入札説明書の交付方法  
(1)の場所において交付
- (3) 入札説明書の交付期間  
平成26年9月26日（金）から同年10月10日（金）までの県の機関の休日を除く毎日午前9時から午後5時まで

## 5 入札の日時及び場所

平成26年10月15日（水）午前11時  
〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地  
石川県庁行政庁舎5階 511会議室（入札後、即時開札する。）

## 6 入札に関する注意事項

- (1) 入札参加者は、入札説明書、仕様書及び契約書案を熟覧の上、入札しなければならない。
- (2) 入札参加者は、金額を示した見積内訳書を持参しなければならない。提出を求めることがある。
- (3) 郵便又は電報による入札を認めないので、入札参加者は、5に定める入札の日時及び場所に集合すること。

## 7 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金  
免除
- (2) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

## (3) 契約書作成の要否

要

## (4) 落札者の決定方法

石川県財務規則（昭和38年石川県規則第67号）第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## (5) 入札又は開札の取消し又は延期による損害

天災その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により明らかに競争の実効がないと認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合において、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

## (6) その他

詳細は、入札説明書による。

## 予防接種を行う医師に係る公告

市町長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により行う予防接種について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文の規定により当該市町長の要請に応じて当該予防接種を行う医師の氏名及び予防接種を行う場所は、次のとおりである。

平成26年9月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

医師の氏名	医師が協力を承諾した市町	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所
菊 池 豊	県内全域	羽咋郡志賀町富来地頭町7の110番地1 町立富来病院
中 村 健 一	〃	〃
坂 田 祐 一	〃	〃
池 野 観 寿	〃	〃
岡 本 宣 浩	〃	〃
土 岐 真	〃	〃

## 予防接種を行う医師の承諾撤回公告

市町長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により行うA類疾病の予防接種について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文の承諾を撤回した医師の氏名及び予防接種を行う場所は、次のとおりである。

平成26年9月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

医師の氏名	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所	承諾撤回年月日
額 裕 海	珠洲市野々江町ユ部1番地1 珠洲市総合病院	平成26年3月31日

## 大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による大規模小売店舗に関する意見の概要は、次のとおりである。

平成26年9月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ケーズデンキ野々市新庄店

- 野々市市新庄2丁目810番ほか38筆
- 届出の内容及び届出の公告の日  
内容 駐車場の自動車の出入口の数及び位置の変更  
公告日 平成26年5月13日
  - 市町の意見の概要  
市町名 野々市市  
意見の概要 意見なし
  - 居住者等の意見の概要  
居住者等の意見なし
  - 意見の縦覧場所  
石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター
  - 意見の縦覧期間  
平成26年9月26日から同年10月27日まで

## 肥料登録公告

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第7条の規定により、次のとおり肥料の登録をした。

平成26年9月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量	その他の規格	生産業者の名称及び住所	登録の有効期限
石川県 第214号	肉骨粉	ミートボン ミール	窒素全量 8.0% りん酸全量 9.0%	その他の制限事項は、 公定規格のとおり	天狗中田産業株式 会社 金沢市西金沢3丁 目124番地	平成32年 9月10日

## 屋外広告物講習会開催公告

いしかわ景観総合条例(昭和20年石川県条例第29号)第86条第1項の規定により、屋外広告物講習会を次のとおり開催する。

平成26年9月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 講習会の日時  
平成26年11月13日(木)午前9時15分から午後5時まで
- 講習会場  
金沢市鞍月2丁目1番地  
石川県地場産業振興センター本館3階第3研修室
- 受講対象者  
屋外広告業に携わる者
- 講習の科目  
(1) 広告物等に関する法令  
(2) 広告物等の表示に関する事項  
(3) 広告物等の施工に関する事項
- 講習の免除  
次の(1)から(4)までのいずれかの資格等を有する者については、4(3)に掲げる広告物等の施工に関する事項の講習を免除するので、当該資格等を証明する書類を受講申込書に添えて提出すること。  
(1) 建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第1項に規定する建築士  
(2) 電気工事士法(昭和35年法律第139号)第2条第4項に規定する電気工事士  
(3) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第44条第1項第1号から第3号までに掲げる第1種電気主任技術者免状、

第2種電気主任技術者免状又は第3種電気主任技術者免状の交付を受けている者

- (4) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の6第3項に規定する公共職業能力開発施設の行う職業訓練若しくは同法第24条第1項の認定に係る職業訓練で帆布製品製造科に係るものを修了した者又は同法第28条第2項に規定する職業訓練指導員免許で帆布製品科に係るものを受けた者

6 受講申込書の受付期間

平成26年10月1日（水）から同月22日（水）まで

7 受講申込書の提出先

〒920-0853 金沢市本町2丁目7番1号 越田ビル3階  
石川県屋外広告業協同組合

8 受講手数料

2,500円に相当する石川県証紙を受講申込書に添えて納入すること。

9 その他

- (1) 受講申込書は、石川県屋外広告業協同組合へ請求すること。

- (2) 講習の詳細な点についての問い合わせ先

石川県土木部都市計画課景観形成推進室

電話番号 076-225-1759

石川県屋外広告業協同組合

電話番号 076-222-6223

## 選挙管理委員会

### 石川県選挙管理委員会告示第94号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定による個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる公営施設につき、次のとおり異動があった旨の報告があったので、告示する。

平成26年9月26日

石川県選挙管理委員会

市町名	施設名	所在地	指定年月日
金沢市	新 石川県女性センター 1階ホール及び楽屋並びに大会議室	金沢市三社町1番44号	平成26年9月18日
	旧 石川県女性センター 1階ホール及び楽屋		

